

○薬事法施行規則第一一条の二等の規定に基づき厚生大臣の指定した試験検査機関について

(平成七年六月三〇日)

(薬発第六五二号)

(各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知)

標記については、平成五年三月八日薬発第二一三号薬務局長通知をもって同日現在までの指定状況をお知らせしたところであるが、その後別表一の試験検査機関が新たに指定され、別表二の試験検査機関が指定に係る業務を廃止したため、現在指定を受けている試験検査機関は、別表三のとおりとなったので貴管下関係業者等に対する周知徹底方御配慮願いたい。

別表 略